

様式第9号（第8条関係）

浄化槽の検査に関する通知書

年 月 日

様

登録番号 埼玉県知事 第 号
住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、)
(名称及び代表者の氏名)
浄化槽管理士
電話番号

年 月 日にあなたの下記1の浄化槽の保守点検を環境省関係浄化槽法
施行規則第2条保守点検の技術上の基準に基づき実施した結果を踏まえ、埼玉県浄化槽
保守点検業者登録条例第10条第3項の規定により下記2に記載のことを通知します。
なお、浄化槽の検査については、備考に記載のとおりです。

記

1 浄化槽の設置場所	
2 お知らせすること	浄化槽法第 条第1項に規定する水質に関する検査が 行われていないこと。

備考

- 浄化槽管理者（浄化槽を所有等する者）は、浄化槽法の規定により、1の検査を受
け、その後、2の検査を受けなければならないとされています。
- 1 浄化槽設置後の検査（法第7条第1項）
使用開始後3か月を経過した日から5か月間に1回
 - 2 1の検査を受検した後の検査（法第11条第1項）
1の法定検査を受検した後、毎年1回